

配分基準表（重要：国より、ポイント算出方法が変更される可能性がある旨の通知がありますが、現時点では詳細不明です。）

※配分基準確認の基準日は、原則として令和8年5月11日となります。（経営面積、認証の有無等。決算等は直近のもの。）

【配分基準表（成果目標ポイント）】

項目	現状の水準	点数	運用
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント		<ul style="list-style-type: none"> 直近年における状況や今後の取組計画で「現状の水準」の適用を判断します。 直近年の付加価値額は、令和7年度データを用いて算出します。 ⑤「新規就農」によりポイント算出する場合は、現状ポイントの算出はできません。 <p>※令和7年度データがない場合は、令和6年度データを用いること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近年の付加価値額がマイナス又は0である場合は、ポイント算出はできません。
	直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。		
	a 300万円以上	1点	
	b 600万円以上	2点	
	イ 付加価値額の拡大率目標ポイント		<ul style="list-style-type: none"> 直近年の付加価値額は、令和7年度データを用いて算出します。 ⑤「新規就農」によりポイント算出する場合は、付加価値額の拡大率のポイント算出はできません。 <p>※令和7年度データがない場合は、令和6年度データを用いること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近年の付加価値額がマイナス又は0である場合は、ポイント算出はできません。
	目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。		
	a 3%以上	1点	
	b 10%以上	2点	
	c 15%以上	3点	
	d 20%以上	4点	
e 30%以上	5点		

項目	現状の水準	点数	運 用
①付加価値額の拡大	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント		<p>・直近年の付加価値額がマイナスである場合は、ウ（ア）の付加価値額の増加額は目標年度の付加価値額とし、マイナスの額から0までの額は付加価値額の増加額に含めません。</p> <p>（例）現状の付加価値額 : -50 万円 目標年度の付加価値額 : 100 万円 の場合 →付加価値額の拡大額は100万円として算出</p> <p>・目標年度の付加価値額がマイナス又は0である場合は、付加価値額の増加額のポイントの算出はできません。</p>
	⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は（イ）、その他の者は（ア）の取組に該当している。		
	（ア）目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。		
	a 100万円以上	1点	
	b 200万円以上	2点	
	c 300万円以上	3点	
	d 400万円以上	4点	
	e 500万円以上	5点	
	（イ）目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。		
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	1点	
b 基準額の10%増し以上	2点		
c 基準額の20%増し以上	3点		
d 基準額の30%増し以上	4点		
e 基準額の40%増し以上	5点		
			<p>・「就農後経過年数」は、就農した日から起算して、目標年度の末日までに経過する年数（経過中の年を含む。）です。</p> <p>【確認資料】 決算書、税務申告書、従業員等名簿、認定就農計画書 等</p>

項目	現状の水準	点数	運 用
② 経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。		<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における状況や今後の取組計画で「現状の水準」の適用を判断します。 ・経営全体で経営面積の拡大を行うこととしている場合にポイント算出が可能です。事業実施地区外で経営面積を拡大する場合もポイント算出が可能です。導入する機械等が経営面積の拡大に寄与しない場合は、ポイント算出はできません。 ・作業受託に伴う拡大面積等も経営面積の拡大面積に含みます。ただし、従来から営農している農地での経営拡大（新規に裏作実施、田から施設園芸への転換 等）は含みません。 ・目標年度に現状より経営面積の拡大を行うとしてポイント算出する場合は、実施要綱別表6-1「⑤ 経営面積の拡大」の成果目標を設定する必要があります。 ・畜産経営体の場合、飼養頭羽数の増加を面積の拡大に読み替えることが可能です。この場合、eに基づきポイント算出することが可能です。 ・施設園芸作又は果樹作の場合であって、現状の経営面積がなく、目標年度までに経営面積の拡大を行う場合は、拡大面積によりポイント算出することとなります。 <p>【確認資料】 農地台帳、農作業受委託契約書、農用地利用集積等促進計画 等</p>
	a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5点	
	b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4点	
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3点	
	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2点	
	e 上記aからdまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1点	

項目	現状の水準	点数	運用
③ 労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、a から c までのいずれかの取組に該当している。		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の取組計画で「現状の水準」の適用を判断します。 ・導入等する機械等を活用して、栽培技術等の改善、作業の効率化等を図り、自らの経営における農作業の一部又は全部の労働時間の縮減を図る取組が対象です。
	a 目標年度までに 10%以上削減することとしている。	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント算出する場合、現状の農作業時間を証する書類とともに、農作業時間削減計画書等が必要となります。
	b 目標年度までに 20%以上削減することとしている。	2点	<p>なお、現状の農作業時間を証する書類がない場合、標準的な農作業時間に基づき〇%以上縮減する計画に限り、ポイント算出ができます。</p>
	c 目標年度までに 50%以上削減することとしている。	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度に労働時間を削減するとしてポイント算出する場合は、実施要綱別表 6-1 「⑥ 労働時間の縮減」の成果目標を設定する必要があります。 <p>【確認資料】 作業日報、営農計画書（農作業時間削減計画書）等</p>

項目	現状の水準	点数	運用
④ 経営 管理の 高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における状況や今後の取組計画で「現状の水準」の適用を判断します。 ・法人登記がされている（する）ことが必要です。 また、1戸1法人も該当します。 ・「目標年度までに法人化する」としてポイント算出する場合は、法人化に向けた取組計画が提出されている場合に限りです。 また、実施要綱別表6-1「⑦農業経営の高度化」について成果目標を設定する必要があります。 <p>【確認資料】 法人登記簿、法人化計画書 等</p>
	イ GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証を取得している。	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における助成対象者の取組で「現状の水準」の適用を判断します。 <p>【確認資料】 GLOBALG. A. P. 又は ASIAGAP の認証書</p>
	ウ 農業版事業継続計画（BCP）を策定（チェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版を含む。）している。		<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における助成対象者の取組で「現状の水準」の適用を判断します。 ・農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定したのも対象となります。 (農林水産省 HP) 「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP」 URL : https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html ・事業継続力強化計画の認定（中小企業庁認定）を受けている場合で、認定を受けた計画の内容が農業版BCPの内容を包括する場合は、ポイント算出可能です。 認定を受けた当該計画の記載が農業版BCPに照らして不足等している場合は、不足等事項を別紙等で補ってください。 <p>【確認資料】 農業版事業継続計画書</p>

項目	現状の水準	点数	運用
④ 経営管理の高度化	エ 青色申告を行っている。	1点	<ul style="list-style-type: none">・ 令和8年5月11日時点における状況や今後の取組計画で「現状の水準」の適用を判断します。・ 青色申告承認申請書を提出するだけでなく、青色申告を行うことが必要です。 <p>【確認資料】 青色申告を証する書類等</p>

項目	現状の水準	点数	運用	
⑤ 新規 就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における状況で「現状の水準」の適用を判断します。 ・令和3年4月1日以降、令和9年3月31日までに就農した（する）認定就農者が対象です。 ・事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の認定就農者である者は、本新規就農ポイントでのポイント算出をせずに、①の付加価値額の拡大ポイントのア（現状ポイント）及びイ（拡大率目標ポイント）でポイント算出することも可能です。 <p>（本新規就農ポイントの加算を受けた場合、①の付加価値額の拡大ポイントのア（現状ポイント）及びイ（拡大率目標ポイント）によりポイント算出することはできません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就農」とは、基本的に以下の時点をいいますが、個々の事情により判断してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①農業を開始した時点 ②農用地等の所有権・賃借権の移転・設定等した時点 ③機械や施設の取得又は設置等をした時点 ・後継者の認定就農者は、親が行っていた取組に基づくポイント算出はできません（事業の承継後に新たに取り組んだ場合は対象となります。）。 ・法人の場合、当該法人が事業実施年度に農業経営を開始し、又は農業経営開始後5年度以内であり、かつ、認定就農者である場合にポイント算出（2点）ができ、当該法人の役員の大過半数が50歳以下である場合、さらに2点加点できます。 <p>（注）家族経営や任意組織（集落営農組織や農業者の組織する団体等）等が法人化した法人や親元就農した者等について、同一の経営が継続しているとして過去の取組の実績により「⑤新規就農」以外の項目で加点した場合には、「⑤新規就農」の加点対象となる者であっても「⑤新規就農」の加点は行いません。</p> <p>【確認資料】</p> <p>認定就農計画書、就農時期を証する書類（農業次世代人材投資資金（経営開始型）、就農準備資金・経営開始資金、青年等就農計画承認通知書、経営開始計画承認申請書及び経営開始計画承認決定通知書等）等</p>	
	なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。			
	a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の大過半数が50歳以下である場合に限る。）	2点		
	b 経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合	1点		

項目	現状の水準	点数	運用
⑥ 農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象者の令和7年5月12日から令和8年5月11日の間の農業研修生の受け入れの取組で「現状の水準」の適用を判断します。 ・就農に向けて必要な技術等を習得できる期間の受け入れであることが必要です。 ・就農支援を行っている関係機関等を通さず個人的に受け入れている場合も対象となります。 ・雇用契約を締結している研修生も、対象となり得ます。
	<p>なお、以下に該当する場合は加点する。</p> <p>受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合</p>	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れた研修生が、令和3年5月12日以降に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合に、1点加点します。 <p>【確認資料】 研修生受け入れを証する書類（雇用契約書等）、研修修了生の農業経営改善計画認定書又は青年等就農計画認定書 等</p>
⑦ 女性の取組	以下のいずれかに該当している。	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における助成対象者の取組で「現状の水準」の適用を判断します。
	ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者）		<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者が申請する場合です。（申請者が女性であっても、実質的に男性の取組である場合は対象とはなりません。） ・当該女性が責任者である部門で必要な農業用機械の導入の場合に限ります。
	イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織		<ul style="list-style-type: none"> ・役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める場合です。女性が半数（50%ちょうど）の場合は、「過半」ではないことから対象ではありません。 ・構成員とは、単なる従業員ではなく、農業経営に係る意思決定が可能な者を指します（例：株式会社の株主、合同会社の出資者（社員）、農事組合法人の組員）。
ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・当該女性が責任者である部門で必要な農業用機械の導入の場合に限ります。 <p>【確認資料】 履歴事項全部証明書、損益計算書（区分経理が分かる資料）等</p>		

項目	現状の水準	点数	運 用
⑧ 輸出 の取組	ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における状況で「現状の水準」の適用を判断します。 ・輸出事業計画は、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により大臣が認定した計画をいいます。 ・認定フラッグシップ輸出産地は、フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいいます。 <p>【確認資料】 認定された輸出事業計画、認定された輸出事業計画に連携者として位置付けられていることを証する書類、フラッグシップ輸出産地認定証、認定フラッグシップ輸出産地に参画していることを証する書類等</p>
	イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参画しており、導入等する機械等がその産地の取組内容に関連するものであるもの。	1点	
⑨ 環境 配慮の 取組	有機JASの認証を受けている。	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における状況や今後の取組計画で「現状の水準」の適用を判断します。 <p>【確認資料】 有機JASの認証を証する書類 等</p>

項目	現状の水準	点数	運用
⑩ 労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における助成対象者の取組で「現状の水準」の適用を判断します。 ・原則として、雇用者が両方に加入している場合にポイント加算となります。例外として、個人事業主で雇用者がいない場合、あるいは、雇用保険の対象となる雇用者がいない場合等は、労災保険のみの加入でもポイント加算の対象となります。 <p>【確認資料】 労災保険加入証明書・雇用保険被保険者証 等</p>
	イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における助成対象者の取組で「現状の水準」の適用を判断します。 <p>【確認資料】 資格取得確認証・資格確認書 等</p>
	ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1点	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年5月11日時点における助成対象者の取組で「現状の水準」の適用を判断します。 ・労働基準法に準拠した労働時間、休憩及び休日を、就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結等）に規定していることが必要です。 ・以下の①～③全てに該当する場合は、ポイント算出が可能です。 <p>①労働時間について、1日8時間以内及び1週間40時間以内、並びに、時間外労働時間について、1か月45時間及び年間360時間以内とすること又は年間総労働時間を2,445時間以内とすることを規定している</p> <p>②休憩時間について、労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間中に確保することを規定している</p> <p>③休日について、毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を確保することを規定している</p> <p>【確認資料】 就業規則等</p>